

令和7年 第1回
かつらぎ町議会定例会（6月会議）
議 案

令和7年5月29日提出

令和7年第1回かつらぎ町議会定例会（6月会議）付議事件

報告第 3 号	かつらぎ町税条例の一部を改正する条例制定について	1
報告第 4 号	かつらぎ町都市計画税条例の一部を改正する条例制定について	4
報告第 5 号	かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	6
報告第 6 号	損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて	8
報告第 7 号	令和6年度かつらぎ町一般会計補正予算（第13号）	10
報告第 8 号	令和7年度かつらぎ町一般会計補正予算（第1号）	16
議案第67号	人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて	27
議案第68号	人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて	28
議案第69号	かつらぎ町税条例の一部を改正する条例制定について	29
議案第70号	かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	34
議案第71号	かつらぎ町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正 する条例制定について	37
議案第72号	かつらぎ町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について	39
議案第73号	かつらぎ町下水道条例の一部を改正する条例制定について	41
議案第74号	町道の認定について	43
議案第75号	町道の認定について	44
議案第76号	町道の認定について	45
議案第77号	町道の認定について	46
議案第78号	町道の認定について	47
議案第79号	物品売買契約の締結について	48
議案第80号	令和7年度かつらぎ町一般会計補正予算（第2号）	50
議案第81号	令和7年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計補正予算 （第1号）	87
議案第82号	令和7年度かつらぎ町国民健康保険天野診療所事業特別会計補正予算 （第1号）	95
議案第83号	令和7年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 （第1号）	103
議案第84号	令和7年度かつらぎ町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	111
議案第85号	令和7年度かつらぎ町水道事業会計補正予算（第1号）	119
議案第86号	令和7年度かつらぎ町下水道事業会計補正予算（第1号）	129

報告第 3 号

かつらぎ町税条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町税条例の一部を改正する条例制定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第2項の規定により、別紙写しのとおり専決処分したから、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年5月29日報告

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

(写)

専 決 処 分 書

かつらぎ町税条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町税条例の一部を改正する条例制定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第2項の規定により、専決処分に付する。

令和7年3月31日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

かつらぎ町税条例の一部を改正する条例（別記）

かつらぎ町告示第 97 号

かつらぎ町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

令和 7 年かつらぎ町条例第 35 号

かつらぎ町税条例の一部を改正する条例

かつらぎ町税条例（昭和 37 年かつらぎ町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 82 条第 1 号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2 輪のもので、総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力が 4.0 キロワット以下のもの 年額 2,000 円

第 89 条第 2 項第 5 号中「定格出力」の次に「（第 82 条第 1 項第 1 号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第 90 条第 2 項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第 95 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第 95 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第 5 号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第 95 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第10条の2第23項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第24項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第25項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第26項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第10条の3第15項を同条第16項とし、同条第14項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 町長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第10条の4を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後のかつらぎ町税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報告第 4 号

かつらぎ町都市計画税条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町都市計画税条例の一部を改正する条例制定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第2項の規定により、別紙写しのとおり専決処分したから、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年5月29日報告

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

(写)

専 決 処 分 書

かつらぎ町都市計画税条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町都市計画税条例の一部を改正する条例制定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第2項の規定により、専決処分に付する。

令和7年3月31日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

かつらぎ町都市計画税条例の一部を改正する条例（別記）

かつらぎ町告示第98号

かつらぎ町都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

令和7年かつらぎ町条例第36号

かつらぎ町都市計画税条例の一部を改正する条例

かつらぎ町都市計画税条例（平成9年かつらぎ町条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第17項中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のかつらぎ町都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報告第 5 号

かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第2項の規定により、別紙写しのとおり専決処分したから、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年5月29日報告

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

(写)

専 決 処 分 書

かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第2項の規定により、専決処分に付する。

令和7年3月31日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別記）

かつらぎ町告示第99号

かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

令和7年かつらぎ町条例第37号

かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

かつらぎ町国民健康保険税条例（平成9年かつらぎ町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「650,000円」を「660,000円」に改め、同条第3項ただし書中「240,000円」を「260,000円」に改める。

第23条第1項中「650,000円」を「660,000円」に、「240,000円」を「260,000円」に改め、同項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「560,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後のかつらぎ町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第 6 号

損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて

事故に伴う損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第11項の規定により、別紙写しのとおり専決処分したから、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年5月29日報告

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

(写)

専 決 処 分 書

下記事故にかかる損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第11項の規定により、専決処分に付する。

令和7年4月30日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

1 和解及び損害賠償の相手方



2 和解の趣旨

町は、損害賠償金1,070,500円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和6年12月8日

(2) 事故発生場所

かつらぎ町大字滝地内（国道480号）

(3) 事故の状況

令和6年12月8日午前9時57分頃、相手方運転の車両が国道480号を走行していたところ、かつらぎ町所有の土地に生長した竹木が強風で倒れ、相手方が運転する車両に衝突し損傷させた。

報告第 7 号

令和 6 年度かつらぎ町一般会計補正予算（第 1 3 号）

令和 6 年度かつらぎ町一般会計補正予算（第 1 3 号）については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成 2 5 年 3 月 2 8 日議決）第 3 項及び第 4 項の規定により、別紙写しのとおり専決処分したから、地方自治法第 1 8 0 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 7 年 5 月 2 9 日報告

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

(写)

専 決 処 分 書

令和 6 年度かつらぎ町一般会計補正予算（第 1 3 号）

令和 6 年度かつらぎ町一般会計補正予算（第 1 3 号）については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成 2 5 年 3 月 2 8 日議決）第 3 項及び第 4 項の規定により、専決処分に付する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

令和 6 年度かつらぎ町一般会計補正予算（第 1 3 号）

令和 6 年度かつらぎ町一般会計補正予算（第 1 3 号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ 1 9 千円を減額し、歳入歳出それぞれ 1 2, 1 0 5, 1 3 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

歳入歳出予算補正（第13号）

第1表
（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		4,377,436	△11,019	4,366,417
	1 地方交付税	4,377,436	△11,019	4,366,417
19 繰入金		505,344	11,000	516,344
	2 基金繰入金	437,814	11,000	448,814
補正されなかった款項にかかる分		7,222,370		7,222,370
歳入合計		12,105,150	△19	12,105,131

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
14 予備費		30,193	△19	30,174
	1 予備費	30,193	△19	30,174
補正されなかった款項にかかる分		12,074,957		12,074,957
歳出合計		12,105,150	△19	12,105,131

歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 13 号)

1. 総括表

(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税	4,377,436	△11,019	4,366,417
19 繰入金	505,344	11,000	516,344
補正されなかった款項にかかる分	7,222,370		7,222,370
歳入合計	12,105,150	△19	12,105,131

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
14 予備費	30,193	△19	30,174				△19
補正されなかった款項にかかる分	12,074,957		12,074,957				
歳出合計	12,105,150	△19	12,105,131				△19

1. 歳入

地方交付税

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区分	金額		
11		地方交付税	千円 4,377,436	千円 △11,019	千円 4,366,417		千円		千円
	1	地方交付税	4,377,436	△11,019	4,366,417				
		1 地方交付税	4,377,436	△11,019	4,366,417				
						1 地方交付税	△11,019	特別地方交付税 422,981-434,000	
19		繰入金	505,344	11,000	516,344				
	2	基金繰入金	437,814	11,000	448,814				
		1 基金繰入金	437,814	11,000	448,814				
						1 財政調整基金繰入金	11,000	172,200-161,200	
		歳入合計	12,105,150	△19	12,105,131				

2. 歳出

予備費

補正第 13号

款	項	目	補正額の	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						国県支出金	特定地方債	財源その他	一般財源	区分	金額	
14		予備費	千円 30,193	千円 △19	千円 30,174	千円	千円	千円	千円 △19		千円	千円
	1	予備費	30,193	△19	30,174				△19			
	1	予備費	30,193	△19	30,174				△19			
		歳出合計	12,105,150	△19	12,105,131				△19			

報告第 8 号

令和 7 年度かつらぎ町一般会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度かつらぎ町一般会計補正予算（第 1 号）については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成 25 年 3 月 28 日議決）第 6 項の規定により、別紙写しのとおり専決処分したから、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 7 年 5 月 29 日報告

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

(写)

専 決 処 分 書

令和7年度かつらぎ町一般会計補正予算（第1号）

令和7年度かつらぎ町一般会計補正予算（第1号）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第6項の規定により、専決処分に付する。

令和7年4月18日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

令和7年度かつらぎ町一般会計補正予算（第1号）

令和7年度かつらぎ町一般会計補正予算（第1号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ15,775千円を追加し、歳入歳出それぞれ12,233,775千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳入歳出予算補正（第1号）

第1表
（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		736,558	15,775	752,333
	3 県委託金	39,537	15,775	55,312
補正されなかった款項にかかる分		11,481,442		11,481,442
歳入合計		12,218,000	15,775	12,233,775

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,638,273	15,775	1,654,048
	4 選挙費	25,474	15,775	41,249
補正されなかった款項にかかる分		10,579,727		10,579,727
歳出合計		12,218,000	15,775	12,233,775

歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 1 号)

1. 総括表

(歳入)

(単位: 千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 県支出金	736,558	15,775	752,333
補正されなかった款項にかかる分	11,481,442		11,481,442
歳入合計	12,218,000	15,775	12,233,775

(歳出)

(単位: 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国県支出金	地方債その他	
2 総務費	1,638,273	15,775	1,654,048	15,775		
補正されなかった款項にかかる分	10,579,727		10,579,727			
歳出合計	12,218,000	15,775	12,233,775	15,775		

1. 歳入

県支出金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区分	金額		
16		県支出金	千円 736,558	千円 15,775	千円 752,333		千円		千円
	3	県委託金	39,537	15,775	55,312				
		1 総務費県委託金	27,060	15,775	42,835				
						4 知事選挙委託金	15,775	15,775	15,775-0
		歳入合計	12,218,000	15,775	12,233,775				

補正第1号

2. 歳出

総務費

補正第 1号

款	項	目	補正額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特 定 財 源	地方債	その他 財源	一般財源	区分	金額	
2		総務費	千円 1,638,273	千円 15,775	千円 1,654,048	千円 15,775	千円	千円	千円		千円	千円
		4 選挙費	25,474	15,775	41,249	15,775						
		3 知事選挙費		15,775	15,775							
										1 報酬	2,800	選挙管理委員会委員長 選挙管理委員会委員 投票管理者及び投票立会人 投票事務打合せ会 開票立会人 会計年度任用職員 24 69 2,114 205 27 361
										3 職員手当等	6,834	超勤手当 投票及び開票事務手当 期日前投票事務手当 500 4,000 2,334
										4 共済費	76	会計年度任用職員共済組合負担金 会計年度任用職員法定福利費 30 46
										8 旅費	10	会計年度任用職員費用弁償
										10 需用費	2,580	消耗品費 燃料費 印刷製本費 修繕費 2,080 150 300 50
										11 役務費	1,316	郵送料 公金取扱手数料 1,300 3

総務費

款	項	目	補正額の	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
						国県支出金	特定地方債	財源その他	一般財源	区分	金額		
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	傷害保険料	千円 13
										12 委託料	2,097	選挙公報配布委託料 入場券等点字作成委託料 選挙ポスター掲示板作成設置・撤去委託料 投票用事務機器及びシステム等保守点検業務委託料	500 15 1,282 300
										13 使用料及び賃借料	62 60	駐車料金 投票所借上料	2 60
		歳出合計	12,218,000	15,775	12,233,775	15,775							

補正第1号

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(一般)

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与				費		合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期 末 手 当 年 間 支 給 率 (月分)	地 域 手 当	そ の 他 の 手 当	計			
補 正 後	長 等		22,200	6,013 (2.50)		227	28,440	6,297	34,737	
	議 員	36,735		8,666 (2.60)			45,401	9,879	55,280	
	その他の 特別職	7,419					7,419	59	7,478	
	計	44,154	22,200	14,679		227	81,260	16,235	97,495	
補 正 前	長 等		22,200	6,013 (2.50)		227	28,440	6,297	34,737	
	議 員	36,735		8,666 (2.60)			45,401	9,879	55,280	
	その他の 特別職	7,326					7,326	59	7,385	
	計	44,061	22,200	14,679		227	81,167	16,235	97,402	
比 較	長 等									
	議 員									
	その他の 特別職	93					93		93	
	計	93					93		93	

給与費明細書

(一般)

2. 一般職 (1) 総括

区分	職員数	給 料			与 費		合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計	共済費		
補正後	人 291	千円 182,743	千円 738,788	千円 516,023	千円 1,437,554	千円 307,536	千円 1,745,090	
補正前	291	182,382	738,788	515,513	1,436,683	307,460	1,744,143	
比較		361		510	871	76	947	
職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	22,782	368,346	20,323	7,790	554	64,674	11,040
	補正前	22,782	368,346	20,313	7,790	554	64,174	11,040
	比較			10			500	
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当			計
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	15,380	1,723	2,411	1,000			516,023
	補正前	15,380	1,723	2,411	1,000			515,513
	比較							510

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員を除く)

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由	別 内 訳	備 考
給料				
職員手当	500	知事選挙に伴う職員手当増		

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

職員1人当たり給与費の状況

区分	1人当たり給与費 (千円)
補正後	6,271
補正前	6,268

(一般)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給 給 料			与 費			合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	職 員 手 当	住 居 手 当	共 済 費		
補正後	人 189	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
			738,788	446,421		1,185,209	262,996	1,448,205	
補正前	189		738,788	445,921		1,184,709	262,996	1,447,705	
比較				500		500		500	
職員手当 の内 訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当
	補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		22,782	303,621	15,446	7,790	554	64,674		11,040
	補正前	22,782	303,621	15,446	7,790	554	64,174		11,040
	比較						500		
の内 訳	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当				計
	補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		15,380	1,723	2,411	1,000				446,421
	補正前	15,380	1,723	2,411	1,000				445,921
	比較								500

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳	備 考
給料			
職員手当	500	知事選挙に伴う職員手当増	

(3) 給料及び職員手当の状況

職員1人当たり給与費の状況

区分	1人当たり給与費 (千円)
補正後	6,271
補正前	6,268

(一般)

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給 料			費			合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当	超 勤 手 当		
補正後	102	182,743	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正前	102	182,382		69,602	252,345	44,540	296,885		
比較		361		10	371	76	447		
職 員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後		64,725	4,877					
	補正前		64,725	4,867					
	比較			10					
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当				計
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後								69,602
	補正前								69,592
	比較								10

議案第 67 号

人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて

下記の者を、人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和7年5月29日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

住 所 個人情報保護のため以下空白となります

氏 名

生年月日

提案理由

令和7年12月31日、福本陽子委員の任期満了に伴う委員候補者の推薦。

議案第 68 号

人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて

下記の者を、人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和7年5月29日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

住 所 個人情報保護のため以下空白となります

氏 名

生年月日

提案理由

令和7年12月31日、山添健治委員の任期満了に伴う委員候補者の推薦。

議案第 69 号

かつらぎ町税条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町税条例（昭和37年かつらぎ町条例第2号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和7年5月29日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町税条例の一部を改正する条例（案文別記）
- 2 提案理由
地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、改正いたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月 日

かつらぎ町長

令和7年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町税条例の一部を改正する条例

かつらぎ町税条例（昭和37年かつらぎ町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第18条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の2の2 令和8年4月1日以降に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項

の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日

(2) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後のかつらぎ町税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（町民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和7年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の町民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前のかつらぎ町税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（町たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係るかつらぎ町たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、かつらぎ町税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) かつらぎ町税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第

- 16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- (2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第 70 号

かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町国民健康保険税条例（平成9年かつらぎ町条例第33号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和7年5月29日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案文別記）
- 2 提案理由
国民健康保険税の賦課税率の改正に伴い、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月 日

かつらぎ町長

令和7年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

かつらぎ町国民健康保険税条例（平成9年かつらぎ町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の7.49」を「100分の8.06」に改める。

第5条中「26,700円」を「29,000円」に改める。

第5条の2第1号中「19,700円」を「21,200円」に改め、同条第2号中「9,850円」を「10,600円」に改め、同条第3号中「14,775円」を「15,900円」に改める。

第6条中「100分の3.03」を「100分の2.67」に改める。

第7条の2中「10,700円」を「9,800円」に改める。

第7条の3第1号中「7,900円」を「7,200円」に改め、同条第2号中「3,950円」を「3,600円」に改め、同条第3号中「5,925円」を「5,400円」に改める。

第8条中「100分の2.75」を「100分の2.34」に改める。

第9条の2中「10,900円」を「9,700円」に改める。

第9条の3中「5,800円」を「5,100円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「18,690円」を「20,300円」に改め、同号イ①中「13,790円」を「14,840円」に改め、同号イ②中「6,895円」を「7,420円」に改め、同号イ③中「10,343円」を「11,130円」に改め、同号ウ中「7,490円」を「6,860円」に改め、同号エ①中「5,530円」を「5,040円」に改め、同号エ②中「2,765円」を「2,520円」に改め、同号エ③中「4,148円」を「3,780円」に改め、同号オ中「7,630円」を「6,790円」に改め、同号カ中「4,060円」を「3,570円」に改め、同条第2号ア中「13,350円」を「14,500円」に改め、同号イ①中「9,850円」を「10,600円」

に改め、同号イ②中「4, 925円」を「5, 300円」に改め、同号イ③中「7, 388円」を「7, 950円」に改め、同号ウ中「5, 350円」を「4, 900円」に改め、同号エ①中「3, 950円」を「3, 600円」に改め、同号エ②中「1, 975円」を「1, 800円」に改め、同号エ③中「2, 963円」を「2, 700円」に改め、同号オ中「5, 450円」を「4, 850円」に改め、同号カ中「2, 900円」を「2, 550円」に改め、同条第3号ア中「5, 340円」を「5, 800円」に改め、同号イ①中「3, 940円」を「4, 240円」に改め、同号イ②中「1, 970円」を「2, 120円」に改め、同号イ③中「2, 955円」を「3, 180円」に改め、同号ウ中「2, 140円」を「1, 960円」に改め、同号エ①中「1, 580円」を「1, 440円」に改め、同号エ②中「790円」を「720円」に改め、同号エ③中「1, 185円」を「1, 080円」に改め、同号オ中「2, 180円」を「1, 940円」に改め、同号カ中「1, 160円」を「1, 020円」に改め、同条第2項第1号ア中「4, 005円」を「4, 350円」に改め、同号イ中「6, 675円」を「7, 250円」に改め、同号ウ中「10, 680円」を「11, 600円」に改め、同号エ中「13, 350円」を「14, 500円」に改め、同項第2号ア中「1, 605円」を「1, 470円」に改め、同号イ中「2, 675円」を「2, 450円」に改め、同号ウ中「4, 280円」を「3, 920円」に改め、同号エ中「5, 350円」を「4, 900円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後のかつらぎ町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 71 号

かつらぎ町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例制定について

かつらぎ町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例（平成22年かつらぎ町条例第21号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和7年5月29日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(案文別記)
- 2 提案理由
入居者資格について、年齢制限を廃止することにより多様な世代構成とそのニーズに対応するため、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月 日

かつらぎ町長

令和7年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

かつらぎ町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例（平成22年かつらぎ町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「入居申込時における年齢が満40歳以下で」を削り、同条第2項中「満40歳以下で同居親族(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)を有する者又は婚姻予約者である者」を「同居親族」に、「満40歳以下の者又は満65歳以上の者」を「単身者、同居親族」に改める。

第9条第1項第1号イ中「満15歳以下」を「18歳未満」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 72 号

かつらぎ町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町水道事業給水条例（平成10年かつらぎ町条例第2号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和7年5月29日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町水道事業給水条例の一部を改正する条例（案文別記）
- 2 提案理由
災害その他非常の場合に給水装置工事の円滑な実施のため、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月 日

かつらぎ町長

令和7年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町水道事業給水条例の一部を改正する条例

かつらぎ町水道事業給水条例（平成10年かつらぎ町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合（以下「災害等」という。）において、管理者が他の水道事業者又は他の水道事業者が同項の指定をした者が給水装置工事を施工する必要があると認めるときは、この限りでない。

第16条第1項中「非常災害」を「災害等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 73 号

かつらぎ町下水道条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町下水道条例(平成12年かつらぎ町条例第27号)の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和7年5月29日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町下水道条例の一部を改正する条例(案文別記)
- 2 提案理由
災害その他非常の場合に排水設備等工事の円滑な実施のため、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月 日

かつらぎ町長

令和7年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町下水道条例の一部を改正する条例

かつらぎ町下水道条例（平成12年かつらぎ町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「管理者の指定する業者（以下「排水設備指定工事店」という。）」を「次の各号に掲げる工事を除き、管理者の指定する者（以下「指定工事店」という。）」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 町が工事を行うとき
- (2) 当該排水設備等の形状等を勘案し、指定工事店以外の者が行うことが適当なものとして規程で定める工事
- (3) 災害その他非常の場合において、管理者が他の公共下水道事業者の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の公共下水道事業者の指定を受けた者が行う工事

第6条第2項中「下水道排水設備指定工事店の」を「指定工事店の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 74 号

町道の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、町道の路線を下記のとおり認定したいので、議会の議決を求める。

令和7年5月29日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

路線番号	路 線 名	起 点	終 点
1380	妙寺80号線	かつらぎ町大字妙寺 920番8地先	かつらぎ町大字妙寺 915番1地先

提案理由

町道として認定いたしたい。

議案第 75 号

町道の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、町道の路線を下記のとおり認定したいので、議会の議決を求める。

令和7年5月29日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

路線番号	路 線 名	起 点	終 点
1381	妙寺81号線	かつらぎ町大字妙寺 1051番1地先	かつらぎ町大字妙寺 1051番11地先

提案理由

町道として認定いたしたい。

議案第 76 号

町道の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、町道の路線を下記のとおり認定したいので、議会の議決を求める。

令和7年5月29日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

路線番号	路 線 名	起 点	終 点
1112	丁ノ町112号線	かつらぎ町大字丁ノ町 801番2地先	かつらぎ町大字丁ノ町 801番9地先

提案理由

町道として認定いたしたい。

議案第 77 号

町道の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、町道の路線を下記のとおり認定したいので、議会の議決を求める。

令和7年5月29日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

路線番号	路 線 名	起 点	終 点
3480	笠田東80号線	かつらぎ町大字笠田東 101番15地先	かつらぎ町大字笠田東 101番11地先

提案理由

町道として認定いたしたい。

議案第 78 号

町道の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、町道の路線を下記のとおり認定したいので、議会の議決を求める。

令和7年5月29日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

路線番号	路 線 名	起 点	終 点
3 2 2 1	笠田中21号線	かつらぎ町大字笠田中 177番15地先	かつらぎ町大字笠田中 177番14地先

提案理由

町道として認定いたしたい。

議案第 79 号

物品売買契約の締結について

令和7年4月23日付け県内市町村で構成される和歌山県市町村教育情報化推進協議会が入札に付した、令和7年度小・中学校GIGAスクール用コンピュータ共同調達に係る令和7年度小・中学校GIGAスクール用端末の購入については、下記のとおり売買契約を締結するものとする。

令和7年5月29日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 契約の目的 令和7年度
小・中学校GIGAスクール用端末購入
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 68,069,980円
- 4 契約の相手先 和歌山電工・日本電通コンソーシアム
代表者
和歌山県和歌山市吹屋町5-29-1
和歌山電工株式会社 和歌山営業所
所長 松山 慶吾

構成員
大阪府大阪市港区磯路2-21-1
日本電通株式会社
代表取締役社長 川副 和宏
- 5 支出科目 10款 教育費
2項 小学校費

3 目 教育振興費
1 7 節 備品購入費

1 0 款 教育費
3 項 中学校費
3 目 教育振興費
1 7 節 備品購入費

議案第 80 号

令和7年度かつらぎ町一般会計補正予算（第2号）

令和7年度かつらぎ町一般会計補正予算（第2号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ14,276千円を減額し、歳入歳出それぞれ12,219,499千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年5月29日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

定額減税補足給付金、職員の異動に伴う人件費の組替え、補助金の内示等に伴い予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第2号）

第1表
（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		17,377	△472	16,905
	1 分担金	10,897	△472	10,425
15 国庫支出金		1,346,692	41,266	1,387,958
	1 国庫負担金	681,541	2,039	683,580
	2 国庫補助金	640,160	39,227	679,387
16 県支出金		752,333	△11,145	741,188
	1 県負担金	400,778	1,853	402,631
	2 県補助金	296,243	△12,998	283,245
19 繰入金		933,830	△4,576	929,254
	2 基金繰入金	933,827	△4,576	929,251
21 諸収入		160,353	3,551	164,004
	5 雑入	151,828	3,651	155,479
22 町債		1,310,600	△43,000	1,267,600
	1 町債	1,310,600	△43,000	1,267,600
補正されなかった款項にかかる分		7,712,590		7,712,590
歳入合計		12,233,775	△14,276	12,219,499

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		97,905	1,539	99,444
	1 議会費	97,905	1,539	99,444
2 総務費		1,654,048	45,649	1,699,697
	1 総務管理費	1,364,851	487	1,365,338
	2 徴税費	140,974	49,380	190,354
	3 戸籍住民基本台帳費	89,178	△1,796	87,382
	4 選挙費	41,249	△403	40,846
	5 統計調査費	17,401	△2,019	15,382
3 民生費		3,291,762	31,162	3,322,924
	1 社会福祉費	2,083,460	9,876	2,093,336
	2 児童福祉費	1,197,372	21,286	1,218,658
4 衛生費		1,135,812	△5,318	1,130,494
	1 保健衛生費	709,600	△6,866	702,734
	2 清掃費	426,212	1,548	427,760
6 農林水産業費		420,781	△28,052	392,729
	1 農業費	335,847	△19,723	316,124
	2 林業費	84,934	△8,329	76,605

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		170,754	△6,284	164,470
	1 商工費	101,585	△7,073	94,512
	2 観光事業振興費	69,169	789	69,958
8 土木費		1,333,874	△8,248	1,325,626
	1 土木管理費	38,021	510	38,531
	2 道路橋梁費	278,461	△44	278,417
	3 河川費	64,323	△6,663	57,660
	4 都市計画費	325,824	△1,387	324,437
	5 住宅費	627,245	△664	626,581
9 消防費		518,083	2,074	520,157
	1 消防費	518,083	2,074	520,157
10 教育費		1,502,588	△48,612	1,453,976
	1 教育総務費	392,179	△17,267	374,912
	2 小学校費	438,592	△75,438	363,154
	4 幼稚園費	23,569	5,747	29,316
	5 社会教育費	297,988	35,478	333,466
	6 保健体育費	118,394	2,868	121,262

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 災害復旧費		164,274	1,800	166,074
	1 農林業施設災害復旧費	29,600	1,800	31,400
14 予備費		30,262	14	30,276
	1 予備費	30,262	14	30,276
補正されなかった款項にかゝる分		1,913,632		1,913,632
歳出合計		12,233,775	△14,276	12,219,499

歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 2 号)

1. 総括表

(歳入)

(単位: 千円)

款	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金	17,377	△472	16,905
15 国庫支出金	1,346,692	41,266	1,387,958
16 県支出金	752,333	△11,145	741,188
19 繰入金	933,830	△4,576	929,254
21 諸収入	160,353	3,651	164,004
22 町債	1,310,600	△43,000	1,267,600
補正されなかった款項にかかる分	7,712,590		7,712,590
歳入合計	12,233,775	△14,276	12,219,499

(歳出)

(単位: 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 議会費	97,905	1,539	99,444				1,539
2 総務費	1,654,048	45,649	1,699,697	59,100		930	△14,381
3 民生費	3,291,762	31,162	3,322,924				31,162
4 衛生費	1,135,812	△5,318	1,130,494				△5,318
6 農林水産業費	420,781	△28,052	392,729	△14,260	△2,100	△152	△11,540

7 商 工 費	170,754	△6,284	164,470	△500			△5,784
8 土 木 費	1,333,874	△8,248	1,325,626	△324	△6,100	8	△1,832
9 消 防 費	518,083	2,074	520,157			2,000	74
10 教 育 費	1,502,588	△48,612	1,453,976	△15,657	△34,800		1,845
11 災害復旧費	164,274	1,800	166,074	1,762		38	
14 予 備 費	30,262	14	30,276				14
補正されなかつた款項にかかる分	1,913,632		1,913,632				
歳 出 合 計	12,233,775	△14,276	12,219,499	30,121	△43,000	2,824	△4,221

1. 歳入

分担金及び負担金

補正第2号

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
13		分担金及び負担金	千円 17,377	千円 △472	千円 16,905		千円	千円
	1	分担金	10,897	△472	10,425			
		2 農林水産業費分担金	1,297	△510	787			
						1 ため池改修事業負担金	150	275-125
						2 小規模土地改良事業費分担金	△660	465-1,125
		3 災害復旧費分担金	1,100	38	1,138			
						1 補助災害復旧事業分担金	38	過年度農地補助災害復旧事業分担金 38-0
15		国庫支出金	1,346,692	41,266	1,387,958			
	1	国庫負担金	681,541	2,039	683,580			
		2 教育費国庫負担金	7,238	2,039	9,277			

国庫支出金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区分	金額		
			千円	千円	千円	1 子どものための教育・保育給付費負担金	2,039	9, 2 7 7 - 7, 2 3 8	千円
2		国庫補助金	640,160	39,227	679,387				
		2 民生費国庫補助金	57,915	874	58,789				
						7 住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金	874	8 7 4 - 0	
		5 土木費国庫補助金	345,521	△324	345,197				
						1 社会資本整備総合交付金	△324	防災・安全交付金事業 4, 4 6 7 - 4, 7 9 1	
		7 教育費国庫補助金	38,451	△20,423	18,028				
						4 学校施設環境改善交付金	△19,659	0 - 1 9, 6 5 9	
						7 住宅・建築物安全ストック形成事業補助金	△874	1, 4 7 3 - 2, 3 4 7	

補正第 2号

国庫支出金

補正第2号

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区分	金額		
			千円	千円	千円	9 教育支援体制整備事業費補助金	千円 110	110-0	千円
		9 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	200	59,100	59,300				
						1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	59,100	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 定額減税枠 59,100-0	
16		県支出金	752,333	△11,145	741,188				
	1	県負担金	400,778	1,853	402,631				
		4 教育費県負担金	6,045	1,853	7,898				
						1 こどものための教育・保育給付費負担金	1,853	7,898-6,045	
	2	県補助金	296,243	△12,998	283,245				
		4 農林水産業費県補助金	100,259	△14,260	85,999				
						17 農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金	△12,500	35,500-48,000	

県支出金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区分	金額		
			千円	千円	千円	19 小規模土地改良事業補助金	△1,760	1,240-3,000	千円
		5 商工費県補助金	2,100	△500	1,600				
						2 振興局地域づくり支援事業補助金	△500	1,000-1,500	
		9 災害復旧費県補助金	22,000	1,762	23,762				
						1 災害復旧費補助金	1,762	過年農地補助災害復旧費補助金 1,762-0	
19		繰入金	933,830	△4,576	929,254				
	2	基金繰入金	933,827	△4,576	929,251				
		1 基金繰入金	933,827	△4,576	929,251				
						1 財政調整基金繰入金	△4,576	578,000-582,576	
21		諸収入	160,353	3,651	164,004				
	5	雑入	151,828	3,651	155,479				
		1 雑入	151,828	3,651	155,479				

諸 収 入

補 正 第 2 号

款	項	目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
			千円	千円	千円	1 雑 入	千円 3,651	会計年度任用職員雇用保険個人負担金 建物共済保険金 ため池改修事業負担金返還金 コミュニティ助成金
22		町 債	1,310,600	△43,000	1,267,600			
	1	町 債	1,310,600	△43,000	1,267,600			
		4 農林水産業債	5,900	△2,100	3,800			
						1 農林水産業債	△2,100	公共事業等債 ため池改修事業負担金 0-100 緊急自然災害防止対策事業 小規模土地改良事業 1,300-3,300
		5 土 木 債	460,500	△6,100	454,400			
						1 土木債	△6,100	合併特例事業 社会資本整備総合交付金事業 3,200-3,300 公共事業等債 急傾斜地崩壊対策事業 1,100-7,000 緊急自然災害防止対策事業 急傾斜地崩壊対策事業 800-900
								△100 △5,900 △100

町 債

款	項	目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説	明
						区	分		
									千円
		7 教 育 債	456,100	△34,800	421,300				
						1 教育債		△34,800 学校教育施設等整備事業 小学校空調改修事業 0-34,800	
		歳 入 合 計	12,233,775	△14,276	12,219,499				

補正第2号

2. 歳出

議会費

款	項	目	補正額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	明						
						国県支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円	区	分			金	額				
																特	定	財	源
1		議会費	千円 97,905	千円 1,539	千円 99,444				千円 1,539			千円							
	1	議会費	97,905	1,539	99,444				1,539										
		1 議会費	97,905	1,539	99,444				1,539										
										2 給料	662 職員給								
										3 職員手当等	661 扶養手当 超勤手当 期末勤勉手当	156 83 422							
	2	総務費	1,654,048	45,649	1,699,697	59,100				4 共済費	216 職員共済組合負担金								
	1	総務管理費	1,364,851	487	1,365,338		930	△14,381											
		1 一般管理費	481,695	△4,187	477,508		930	△443											
								△4,187											
										2 給料	△2,658 職員給								
										3 職員手当等	△476 管理職手当 扶養手当 児童手当 住居手当 通勤手当 超勤手当 期末勤勉手当	600 △1,232 △1,275 △470 308 1,513 80							

総務費

款	項	目	補正額 の	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	4 共済費	千円 247	職員共済組合負担金 千円	
									18 負担金、補助及び交付金	△1,300	退職手当負担金	
		3 庁舎管理費	37,000	1,319	38,319				1,319			
									14 工事請負費	1,319	庁舎エアコン取替工事	
		5 会計管理費	77,080	7,373	84,453				7,373			
									2 給料	3,971	職員給	
									3 職員手当等	2,590	管理職手当 扶養手当 児童手当 住居手当 通勤手当 超勤手当 期末勤勉手当	
									4 共済費	812	職員共済組合負担金	
		13 地域交流センター管理費	27,034	930	27,964			930				

補正第2号

総務費

補正第2号

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						国県支出金	地方債	財源	一般財源	区分	金額	
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	10 需用費	千円 930	燃料費
		15 支所費	50,822	3,573	54,395				3,573			
										2 給料	1,662	職員給
										3 職員手当等	1,285	超勤手当 期末勤勉手当
										4 共済費	626	職員共済組合負担金
		21 地籍調査事業費	18,031	△8,521	9,510				△8,521			
										2 給料	△4,492	職員給
										3 職員手当等	△2,229	扶養手当 児童手当 通勤手当 超勤手当 期末勤勉手当
										4 共済費	△1,800	職員共済組合負担金
2		徴税費	140,974	49,380	190,354	59,100			△9,720			
	1	税務賦課徴収費	140,974	49,380	190,354	59,100			△9,720			

総務費

款	項	目	補正額 の	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明		
						特 定 財 源	補正額の財源内訳			区 分	金 額			
							国県支出金	地方債	その他					
													一般財源	
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	2 給	料	千円 △3,724	職員給	千円	
									3 職員手当等		△286	扶養手当 児童手当 住居手当 通勤手当 特勤手当 超勤手当 期末勤勉手当	276 300 △150 121 △26 1,093 △1,900	
									4 共済費		△1,700	職員共済組合負担金		
									10 需用費		562	消耗品費 印刷製本費	417 145	
									11 役務費		528	電話料 郵送料 口座振込手数料	12 329 187	
									19 扶助費		54,000	定額減税補足給付金		
3		戸籍住民基本台帳費	89,178	△1,796	87,382				△1,796					
		1 戸籍住民基本台帳費	89,178	△1,796	87,382				△1,796					
										2 給	料	△1,196	職員給	

総務費

補正第2号

款	項	目	補正額 の	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						国県支出金	特定地方債	その他の財源	一般財源	区分	金額	
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	3 職員手当等	千円 △400	管理職手当 住居手当 通勤手当 超勤手当 期末勤勉手当 千円 △480 243 87 150 △400
										4 共済費	△200	職員共済組合負担金
4		選挙費	41,249	△403	40,846				△403			
		1 選挙管理委員会費	9,112	△403	8,709				△403			
										2 給料	△428	職員給
										3 職員手当等	55	通勤手当 超勤手当 期末勤勉手当 101 24 △70
										4 共済費	△30	職員共済組合負担金
5		統計調査費	17,401	△2,019	15,382				△2,019			
		1 統計調査総務費	7,409	△2,019	5,390				△2,019			
										2 給料	△1,223	職員給
										3 職員手当等	△396	通勤手当 94

総務費

款	項	目	補正額の	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明	
						国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額			
												千円		千円
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			超勤手当 期末勤勉手当	千円 △100 △390	
3		民生費	3,291,762	31,162	3,322,924				31,162			4 共済費	△400	職員共済組合負担金
	1	社会福祉費	2,083,460	9,876	2,093,336				9,876					
		1 社会福祉総務費	839,261	7,195	846,456				7,195					
										2 給料	7,175	職員給		
										3 職員手当等	6,383	管理職手当 扶養手当 児童手当 住居手当 超勤手当 期末勤勉手当	360 276 160 444 2,283 2,860	
										4 共済費	2,238	職員共済組合負担金		
										27 繰出金	△8,601	国民健康保険事業特別会計繰出金（職員給与費等） 介護保険事業特別会計繰出金（職員給与費等） 国民健康保険事業特別会計繰出金（天診分）	142 △6,535 △2,208	

民生費

補正第2号

款	項	目	補正額 の	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特 定 財 源	補正額の財源内訳			区 分	金 額	
							国県支出金	地方債	その他			
		8 後期高齢者医療事業費	千円 393,486	千円 1,611	千円 395,097	千円		千円 1,611		千円	千円	
									27 繰出金	1,611		後期高齢者医療事業特別会計繰出金（職員給与費等）
		15 国民年金事務費	6,926	1,070	7,996			1,070				
									2 給料	476		職員給
									3 職員手当等	450		超勤手当 期末勤勉手当
									4 共済費	144		職員共済組合負担金
	2	児童福祉費	1,197,372	21,286	1,218,658			21,286				
		1 児童福祉総務費	69,067	60,370	129,437			60,370				
									2 給料	30,389		職員給
									3 職員手当等	20,242		管理職手当 扶養手当 児童手当 住居手当 通勤手当 超勤手当
												360 1,152 640 △200 636 3,799

民 生 費

款	項	目	補正額 の	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特	額の財源			区	分	
							国県支出金	地方債	その他			
			千円	千円	千円	千円	千円	千円			千円	期末勤勉手当 13,855
										4 共済費	10,819	職員共済組合負担金
										19 扶助費	△1,080	在宅育児支援金
		9 児童福祉施設総務費	55,321	△39,084	16,237				△39,084			
										2 給料	△20,045	職員給
										3 職員手当等	△12,481	扶養手当 児童手当 住居手当 通勤手当 超勤手当 期末勤勉手当 休日手当 △846 △540 △324 △389 △2,560 △7,776 △46
										4 共済費	△6,558	職員共済組合負担金
4		衛生費	1,135,812	△5,318	1,130,494				△5,318			
	1	保健衛生費	709,600	△6,866	702,734				△6,866			
		1 保健衛生総務費	130,354	△6,866	123,488				△6,866			
										2 給料	△4,482	職員給

衛生費

補正第2号

款	項	目	補正額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
						特	定額財源			一般財源	区分		金額
							国県支出金	地方債	その他の財源				
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	3 職員手当等	千円 △1,184	扶養手当 △300 通勤手当 △100 超勤手当 816 期末勤勉手当 △1,600		
									4 共済費	△1,200	職員共済組合負担金		
2		清掃費	426,212	1,548	427,760				1,548				
	1	清掃総務費	267,683	1,548	269,231				1,548				
										2 給料	887	職員給	
										3 職員手当等	574	通勤手当 超勤手当 期末勤勉手当 48 98 428	
										4 共済費	87	職員共済組合負担金	
6		農林水産業費	420,781	△28,052	392,729	△14,260	△2,100	△152	△11,540				
1		農業費	335,847	△19,723	316,124	△14,260	△2,100	△152	△3,211				
	1	農業委員会費	25,783	△1,672	24,111				△1,672				
										2 給料	△662	職員給	

農林水産業費

款	項	目	補正額の	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
						特	補正額の財源				区分	金額	
							国県支出金	地方債	その他の財源	一般財源			
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	3 職員手当等	千円 △860	扶養手当 △300 児童手当 △200 通勤手当 △100 超勤手当 △60 期末勤勉手当 △200	
										4 共済費	△150	職員共済組合負担金	
		2 農業総務費	50,614	△577	50,037				△577				
										2 給料	△673	職員給	
										3 職員手当等	296	扶養手当 294 児童手当 60 住居手当 △40 通勤手当 △50 超勤手当 20 期末勤勉手当 12	
										4 共済費	△200	職員共済組合負担金	
		13 農地総務費	36,918	△1,229	35,689				△1,229				
										2 給料	△988	職員給	
										3 職員手当等	359	扶養手当 234 児童手当 160 通勤手当 134 超勤手当 △69	

農林水産業費

款	項	目	補正額の 補正額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						国県支出金	特定財源	地方債	その他の財源	区分	金額	
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
										4 共 済 費	△600	職員共済組合負担金
		14 農道新設改良費	9,592	△3	9,589				△3			
										18 負担金、補助及び交付金	△3	県営事業特別賦課金
		15 農村地域防災減災事業費	50,493	△11,842	38,651	△12,500	△100	508	250			
										12 委託料	△37,350	ため池廃止測量設計業務委託料
										14 工事請負費	24,850	ため池廃止工事
										18 負担金、補助及び交付金	300	ため池改修事業負担金
										22 償還金、利子及び割引料	358	負担金返還金
		16 小規模土地改良事業費	7,500	△4,400	3,100	△1,760	△2,000	△660	20			

農林水産業費

款	項	目	補正額 の	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明	
						特 定 財 源	一般財源				区 分	金 額		
							国県支出金	地方債	その他	一般財源				
														千円
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	14 工事請負費	千円 △4,400	皿池改良工事	千円	
	2	林業費	84,934	△8,329	76,605				△8,329					
		1 林業総務費	61,716	△8,329	53,387				△8,329					
										2 給料	△4,543	職員給		
										3 職員手当等	△2,086	扶養手当 児童手当 住居手当 通勤手当 超勤手当 期末勤勉手当	△50 △60 324 △100 △500 △1,700	
7		商工費	170,754	△6,284	164,470	△500			△5,784	4 共済費	△1,700	職員共済組合負担金		
	1	商工費	101,585	△7,073	94,512				△7,073					
		1 商工総務費	87,611	△7,073	80,538				△7,073					
										2 給料	△4,643	職員給		
										3 職員手当等	△730	扶養手当 児童手当 通勤手当 超勤手当	660 600 67 △557	

商工費

補正第2号

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						国県支出金	特定地方債	財源その他	一般財源	区分	金額	
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
	2	観光事業振興費	69,169	789	69,958	△500			1,289			期末勤勉手当 △1,500
		1 観光事業振興費	11,735		11,735	△500			500			
		3 はなぞの温泉「花園の里」運営費	17,979	789	18,768				789			
										14 工事請負費	789	バイオマスボイラー修繕工事
8		土木費	1,333,874	△8,248	1,325,626	△324	△6,100	8	△1,832			
	1	土木管理費	38,021	510	38,531				510			
		1 土木総務費	38,021	510	38,531				510			
										2 給料	314	職員給
										3 職員手当等	196	通勤手当 超勤手当 期末勤勉手当
												72 9 115
	2	道路橋梁費	278,461	△44	278,417	△324	△100	8	372			

土木費

款	項	目	補正額の 前額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
						国県支出金	地方債	その他の財源	一般財源	区分	金額		
		1 道路橋梁総務費	千円 21,474	千円 △4,294	千円 17,180	千円	千円	千円 8	千円 △4,302		千円	千円	
										1 報 酬	1,057	会計年度任用職員	
										2 給 料	△3,641	職員給	
										3 職員手当等	△1,326	扶養手当 住居手当 超勤手当 期末勤勉手当 会計年度任用職員期末勤勉手当	△100 △324 △155 △1,000 253
										4 共 済 費	△420	職員共済組合負担金 会計年度任用職員共済組合負担金 会計年度任用職員公務災害負担金 会計年度任用職員法定福利費	△800 148 2 230
										8 旅 費	36	会計年度任用職員費用弁償	
		4 社会資本整備総合交付金事業費	22,081	4,250	26,331	△324	△100		4,674				
										2 給 料	1,987	職員給	
										3 職員手当等	1,606	扶養手当 児童手当 超勤手当	258 240 73

土 木 費

補 正 第 2 号

款	項	目	補正額の	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
						国県支出金	特定地方債	財源その他	一般財源	区分	金額		
			千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円	期末勤勉手当 1,035	
										4 共済費	1,238	職員共済組合負担金	
										14 工事請負費	△381	町道1号線道路改良工事	
										21 補償、補填及び賠償金	△200	町道堀越線電柱移転補償費	
3		河川費	64,323	△6,663	57,660		△6,000		△663				
		1 河川費	41,902	△6,663	35,239		△6,000		△663				
										18 負担金、補助及び交付金	△6,663	県営河川事業負担金	
4		都市計画費	325,824	△1,387	324,437				△1,387				
		1 都市計画総務費	223,069	2,004	225,073				2,004				
										3 職員手当等	73	扶養手当 期末勤勉手当 60 13	
										27 繰出金	1,931	下水道事業会計繰出金	
		2 公園費	41,049	△3,391	37,658				△3,391				

土木費

款	項	目	補正額の 前額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明	
						国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額			
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	2 給	料	千円 △1,482	職員給	千円	
									3 職員手当等		△1,709	扶養手当 児童手当 通勤手当 超勤手当 期末勤勉手当	△500 △400 △50 △59 △700	
									4 共 済 費		△200	職員共済組合負担金		
5		住 宅 費	627,245	△664	626,581				△664					
	1	住宅管理総務費	15,758	△664	15,094				△664					
										2 給	料	△1,448	職員給	
										3 職員手当等		984	扶養手当 児童手当 住居手当 通勤手当 超勤手当 期末勤勉手当	414 640 243 45 △58 △300
										4 共 済 費		△200	職員共済組合負担金	
9		消 防 費	518,083	2,074	520,157			2,000	74					
	1	消 防 費	518,083	2,074	520,157			2,000	74					

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						国県支出金	地方債	財源その他	一般財源	区分	金額	
		2 非常備消防費	千円 143,528	千円 74	千円 143,602	千円	千円	千円	千円 74		千円	千円
										2 給料	△247	職員給
										3 職員手当等	401	扶養手当 児童手当 通勤手当 超勤手当 期末勤勉手当
										4 共済費	△80	職員共済組合負担金
		7 防災費	41,884	2,000	43,884			2,000				
										18 負担金、補助及び交付金	2,000	コミュニティ助成事業補助金
10		教育費	1,502,588	△48,612	1,453,976	△15,657	△34,800		1,845			
1		教育総務費	392,179	△17,267	374,912				△17,267			
		2 事務局費	133,925	△17,267	116,658				△17,267			
										2 給料	△8,058	職員給
										3 職員手当等	△6,737	扶養手当 児童手当
												△1,200 △1,000

教育費

款	項	目	補正額の	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
						特	補正額の財源			一般財源	区分		金額
							国県支出金	地方債	その他の財源				
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	通勤手当 △120 超勤手当 △917 期末勤勉手当 △3,500	
										4 共済費	△4,000	職員共済組合負担金	
										18 負担金、補助及び交付金	1,528	退職手当負担金	
	2	小学校費	438,592	△75,438	363,154	△19,549	△34,800	△21,089					
		2 小学校管理費	283,716	△75,438	208,278	△19,659	△34,800	△20,979					
										14 工事請負費	△75,438	笠田小学校空調機器更新工事	
		3 教育振興費	112,253		112,253	110		△110					
4		幼稚園費	23,569	5,747	29,316	3,892		1,855					
		1 幼稚園総務費	23,177	5,747	28,924	3,892		1,855					
										19 扶助費	5,747	私立幼稚園施設型給付金	
5		社会教育費	297,988	35,478	333,466			35,478					

款	項	目	補正額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						国県支出金	地方債	その他の財源	一般財源	区分	金額	
		1 社会教育総務費	千円 63,168	千円 35,370	千円 98,538	千円	千円	千円	千円 35,370		千円	千円
										2 給料	18,700	職員給
										3 職員手当等	10,967	扶養手当 児童手当 通勤手当 超勤手当 期末勤勉手当
										4 共済費	5,703	職員共済組合負担金
		11 図書館費	17,043	108	17,151				108			
										8 旅費	108	会計年度任用職員費用弁償
6		保健体育費	118,394	2,868	121,262				2,868			
		3 体育施設管理費	114,467	2,868	117,335				2,868			
										2 給料	1,028	職員給
										3 職員手当等	1,127	超勤手当 期末勤勉手当
										4 共済費	713	職員共済組合負担金

災害復旧費

款	項	目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						国県支出金	特定地方債	その他の財源	一般財源	区分	金額	
11		災害復旧費	千円 164,274	千円 1,800	千円 166,074	千円 1,762	千円	千円 38	千円		千円	千円
	1	農林業施設 災害復旧費	29,600	1,800	31,400	1,762		38				
		5 過年発生農 地補助災害 復旧事業費		1,800	1,800	1,762		38				
										14 工事請負費	1,800	過年発生農地補助災害復旧事業費
14		予備費	30,262	14	30,276				14			
	1	予備費	30,262	14	30,276				14			
		1 予備費	30,262	14	30,276				14			
		歳出合計	12,233,775	△14,276	12,219,499	30,121	△43,000	2,824	△4,221			

第 2 表 地方債補正

起債の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還方法	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還方法
小規模土地 改良事業	3,300	普通貸借又 は証券発行	6.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合 は、利率見 直しを行っ た後におい ては、当該 見直し後の 利率)	政府資金銀 行その他よ り融通を受 ける場合は 、融通先 の融通条件 による。た だし、町財 政の都合に より、据置 期間及び償 還期限を短 縮し、若し くは、低利 に借り換え ることがで きる。	1,300	普通貸借又 は証券発行	6.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合 は、利率見 直しを行っ た後におい ては、当該 見直し後の 利率)	政府資金銀 行その他よ り融通を受 ける場合は 、融通先 の融通条件 による。た だし、町財 政の都合に より、据置 期間及び償 還期限を短 縮し、若し くは、低利 に借り換え ることがで きる。
社会資本整 備総合交付 金事業(道 路改良)	3,300	〃	〃	〃	3,200	〃	〃	〃
公共事業等 債(急傾斜 地崩壊対 策)	7,000	〃	〃	〃	1,100	〃	〃	〃
緊急自然災 害防止対策 事業(急傾 斜地崩壊対 策)	900	〃	〃	〃	800	〃	〃	〃
ため池改修 事業	100	〃	〃	〃				
小学校空調 改修事業	34,800	〃	〃	〃				

給 与 費 明 細 書

2. 一 般 職

(一般)

(1) 総 括

区分	職員数	給 与 費				合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補正後	人 290	千円 183,800	千円 741,406	千円 533,516	千円 1,458,722	千円 1,767,963	
補正前	291	182,743	738,788	516,023	1,437,554	1,745,090	
比較	△ 1	1,057	2,618	17,493	21,168	22,873	
職 員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	地域手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	22,310	375,386	21,705	7,758	528	11,760
	補正前	22,782	368,346	20,323	7,790	554	11,040
	比較	△ 472	7,040	1,382	△ 32	△ 26	720
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当		計
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	14,625	1,723	2,365	1,000		533,516
	補正前	15,380	1,723	2,411	1,000		516,023
	比較	△ 755		△ 46			17,493

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員を除く)

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由	別 内 訳	備 考
給料	2,618	人事異動に伴う職員給料増		
職員手当	17,096	人事異動等に伴う職員手当増		

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

職員 1 人当たり給与費の状況

区分	1 人当たり給与費 (千円)
補正後	6,443
補正前	6,271

(一般)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給 料		与 費		合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	人 187	千円 741,406	千円 741,406	千円 463,517	千円 1,204,923	千円 1,469,244	
補正前	189		738,788	446,421	1,185,209	1,448,205	
比較	△ 2		2,618	17,096	19,714	21,039	
職 員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	地域手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	22,310	310,408	16,684	7,758	528	11,760
	補正前	22,782	303,621	15,446	7,790	554	11,040
	比較	△ 472	6,787	1,238	△ 32	△ 26	720
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当		計
職 員 手 当 の 内 訳		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	14,625	1,723	2,365	1,000	463,517	
	補正前	15,380	1,723	2,411	1,000	446,421	
	比較	△ 755		△ 46		17,096	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由	別 内 訳	備 考
給料	2,618		人事異動に伴う職員給料増	
職員手当	17,096		人事異動等に伴う職員手当増	

(3) 給料及び職員手当の状況

職員 1 人当たり給与費の状況

区分	1 人当たり給与費 (千円)
補正後	6,443
補正前	6,271

(一般)

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給 料			費 用			合 計	備 考	
		報 酬	給 料	職 員 手 当	職 員 手 当	住 居 手 当	共 済 費			
補正後	103	183,800	千円	千円	千円	253,799	千円	千円	千円	
補正前	102	182,743			69,602	252,345	44,540	296,885		
比較	1	1,057			397	1,454	380	1,834		
職 員 手 当 内 訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特別勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	補正後		64,978	5,021						
	補正前		64,725	4,877						
	比較		253	144						
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員特別勤務手当				計	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	補正後									69,999
	補正前									69,602
	比較									397

議案第 81 号

令和 7 年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ 1, 6 2 6 千円を減額し、歳入歳出それぞれ 2, 2 9 7, 9 2 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 5 月 2 9 日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

国民健康保険システム改修委託料及び職員の異動に伴う人件費の組替え等を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第1号）

第1表
(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		1,674,272	440	1,674,712
	1 県負担金・補助金	1,671,111	440	1,671,551
5 繰入金		222,702	△2,066	220,636
	1 他会計繰入金	182,702	△2,066	180,636
補正されなかった款項にかかる分		402,580		402,580
歳入合計		2,299,554	△1,626	2,297,928

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		34,937	582	35,519
	1 総務管理費	32,565	582	33,147
6 諸支出金		14,026	△2,208	11,818
	3 繰出金	9,395	△2,208	7,187
補正されなかった款項にかかる分		2,250,591		2,250,591
歳出合計		2,299,554	△1,626	2,297,928

歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 1 号)

1. 総括表

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 県支出金	1,674,272	440	1,674,712
5 繰入金	222,702	△2,066	220,636
補正されなかった款項にかかる分	402,580		402,580
歳入合計	2,299,554	△1,626	2,297,928

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	34,937	582	35,519	440			142
6 諸支出金	14,026	△2,208	11,818				△2,208
補正されなかった款項にかかる分	2,250,591		2,250,591				
歳出合計	2,299,554	△1,626	2,297,928	440			△2,066

1. 歳入

県支出金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区分	金額		
	3	県支出金	千円 1,674,272	千円 440	千円 1,674,712		千円		千円
	1	県負担金・補助金	1,671,111	440	1,671,551				
		1 保険給付費等交付金	1,671,111	440	1,671,551				
						2 保険給付費等交付金(特別交付金)	440	22,078-21,638	
	5	繰入金	222,702	△2,066	220,636				
	1	他会計繰入金	182,702	△2,066	180,636				
		1 一般会計繰入金	182,702	△2,066	180,636				
						2 職員給与費等繰入金	142,333	880-33,738	
						5 その他一般会計繰入金	△2,208	天診分繰入金 6,458-8,666	
		歳入合計	2,299,554	△1,626	2,297,928				

補正第1号

2. 歳出

総務費

補正第1号

款項	目	補正額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
					国県支出金	地方債	その他の財源	一般財源	区分	金額	
1	総務費	千円 34,937	千円 582	千円 35,519	千円 440	千円	千円	千円 142		千円	千円
1	総務管理費	32,565	582	33,147	440			142			
	1 一般管理費	26,936	582	27,518	440			142			
									2 給料	△112	職員給
									3 職員手当等	554	通勤手当 超勤手当 期末勤勉手当
									4 共済費	△300	職員共済組合負担金
									12 委託料	440	国保システム改修委託料
6	諸支出金	14,026	△2,208	11,818				△2,208			
3	繰出金	9,395	△2,208	7,187				△2,208			
	1 直営診療施設勘定繰出金	9,394	△2,208	7,186				△2,208			
									27 繰出金	△2,208	天野診療所事業特別会計繰出金
	歳出合計	2,299,554	△1,626	2,297,928	440			△2,066			

給 与 費 明 細 書

(国民健康保険事業)

2. 一 般 職 (1) 総 括

区分	職員数	給 与 費				合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補正後	人 4	千円 2,464	千円 9,815	千円 6,965	千円 19,244	千円 23,236	
補正前	4	2,464	9,927	6,411	18,802	23,094	
比較			△ 112	554	442	142	
職 員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	地域手当
	補正後	千円 276	千円 4,976	千円 266	千円	千円 27	千円
	補正前	276	4,952	366		27	
	比較		24	△ 100			
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当		
	補正後	千円 300	千円	千円	千円	千円	千円
	補正前	300					6,965
	比較						6,411
							554

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員を除く)

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由	別 内 訳	備 考
給料	△ 112	職員の異動に伴う職員給料減		
職員手当	554	職員の異動に伴う職員手当増		

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

職員 1 人当たり給与費の状況

区分	1 人当たり給与費 (千円)
補正後	5,278
補正前	5,131

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給 料 与 費				合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補正後	人 3	千円	千円	千円	千円	千円	
			9,815	6,020	15,835	19,138	
補正前	3		9,927	5,466	15,393	18,996	
比較			△ 112	554	442	142	
職 員 手 当 内 訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	地域手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	276	4,031	266		27	
	補正前	276	4,007	366		27	
	比較		24	△ 100			
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当		計
		千円	千円	千円	千円	千円	
補正後		300					6,020
補正前		300					5,466
比較							554

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳	備 考
給料	△ 112	職員の異動に伴う職員給料減	
職員手当	554	職員の異動に伴う職員手当増	

(3) 給料及び職員手当の状況

職員 1 人当たり給与費の状況

区分	1 人当たり給与費 (千円)
補正後	5,278
補正前	5,131

(国民健康保険事業)

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給 料 与 費					合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	共 済 費	計		
補正後	人 1	千円 2,464	千円	千円 945	千円 689	千円 3,409	千円 4,098	
補正前	1	2,464		945	689	3,409	4,098	
比較								
職 員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当
	補正後	千円	千円 945	千円	千円	千円	千円	千円
	補正前		945					
	比較							
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当			計
	補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正前							945
	比較							945

議案第 82 号

令和7年度かつらぎ町国民健康保険天野診療所事業
特別会計補正予算（第1号）

令和7年度かつらぎ町国民健康保険天野診療所事業特別会計補正予算（第1号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,208千円を減額し、歳入歳出それぞれ7,431千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年5月29日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

職員の異動に伴う人件費の組替えを予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第1号）

第1表
(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		9,394	△2,208	7,186
	1 事業勘定繰入金	9,394	△2,208	7,186
補正されなかった款項にかかる分		245		245
歳入合計		9,639	△2,208	7,431

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		9,419	△2,208	7,211
	1 施設管理費	9,419	△2,208	7,211
補正されなかった款項にかかる分		220		220
歳出合計		9,639	△2,208	7,431

歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 1 号)

1. 総括表

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 繰入金	9,394	△2,208	7,186
補正されなかった款項にかかる分	245		245
歳入合計	9,639	△2,208	7,431

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	9,419	△2,208	7,211				△2,208
補正されなかった款項にかかる分	220		220				
歳出合計	9,639	△2,208	7,431				△2,208

1. 歳入

繰入金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区分	金額		
2		繰入金	千円 9,394	千円 △2,208	千円 7,186		千円		千円
	1	事業勘定繰入金	9,394	△2,208	7,186				
		1 事業勘定繰入金	9,394	△2,208	7,186				
						1 事業勘定繰入金	△2,208	7,186-9,394	
		歳入合計	9,639	△2,208	7,431				

補正第 1号

2. 歳出

総務費

補正第1号

款	項	目	補正額の	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特	補正額の財源			区分	金額	
							国県支出金	地方債	その他			
1	1	総務費	千円 9,419	千円 △2,208	千円 7,211	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		施設管理費	9,419	△2,208	7,211				△2,208			
		1 一般管理費	9,419	△2,208	7,211				△2,208			
										2 給料	△1,007	職員給
										3 職員手当等	△770	超勤手当 期末勤勉手当
									4 共済費	△401	職員共済組合負担金 地方公務員災害補償基金負担金	
									18 負担金、補助及び交付金	△30	退職手当負担金	
		歳出合計	9,639	△2,208	7,431					△2,208		

給 与 費 明 細 書

(天野診療所事業)

2. 一 般 職

(1) 総 括

区分	職員数	給 与 費				合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補正後	人 2	千円 129	千円 3,086	千円 1,223	千円 4,438	千円 5,421	
補正前	2	129	4,093	1,993	6,215	7,598	
比較			△ 1,007	△ 770	△ 1,777	△ 2,177	
職 員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	地域手当
	補正後	千円	千円 946	千円 60	千円	千円	千円
	補正前		1,646	60			
	比較		△ 700				
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当	超勤手当	管理職手当
補正後		千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正前							
比較							
							計
						千円 1,223	
						1,993	
						△ 770	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員を除く)

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由	内 訳	備 考
給料	△ 1,007	職員の異動に伴う職員給料減		
職員手当	△ 770	職員の異動に伴う職員手当減		

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

職員 1 人当たり給与費の状況

区分	1 人当たり給与費 (千円)
補正後	4,290
補正前	6,067

(天野診療所事業)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給 料 与 費				合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補正後	人 1	千円	千円 3,086	千円 1,204	千円 4,290	千円 5,271	
補正前	1		4,093	1,974	6,067	7,448	
比較			△ 1,007	△ 770	△ 1,777	△ 2,177	
職 員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	地域手当
	補正後	千円	千円 946	千円 41	千円	千円	千円
	補正前		1,646	41			
	比較		△ 700				
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当		計
補正後		千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正前							1,204
比較							1,974
							△ 770

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳	備 考
給料	△ 1,007	職員の異動に伴う職員給料減	
職員手当	△ 770	職員の異動に伴う職員手当減	

(3) 給料及び職員手当の状況

職員 1 人当たり給与費の状況

区分	1 人当たり給与費 (千円)
補正後	4,290
補正前	6,067

(天野診療所事業)

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給 料				合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	費 用 計		
補正後	人 1	千円 129	千円	千円 19	千円 148	千円 2 150	
補正前	1	129		19	148	150	
比較							
職員手当 の内訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	地域手当
	補正後	千円	千円	千円 19	千円	千円	千円
	補正前			19			
	比較						
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当		計
	補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正前						19
	比較						19

議案第 83 号

令和7年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,611千円を追加し、歳入歳出それぞれ652,343千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年5月29日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

職員の異動に伴う人件費の組替えを予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第1号）

第1表
(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		389,500	1,611	391,111
	1 一般会計繰入金	389,500	1,611	391,111
補正されなかった款項にかかると分		261,232		261,232
歳入合計		650,732	1,611	652,343

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		10,409	1,611	12,020
	1 総務管理費	9,057	1,611	10,668
補正されなかった款項にかかると分		640,323		640,323
歳出合計		650,732	1,611	652,343

歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 1 号)

1. 総括表

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	389,500	1,611	391,111
補正されなかった款項にかかる分	261,232		261,232
歳入合計	650,732	1,611	652,343

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	10,409	1,611	12,020				1,611
補正されなかった款項にかかる分	640,323		640,323				
歳出合計	650,732	1,611	652,343				1,611

1. 歳入

繰入金

款 項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
3	繰入金	千円 389,500	千円 1,611	千円 391,111		千円	千円
1	一般会計繰入金	389,500	1,611	391,111			
	1 一般会計繰入金	389,500	1,611	391,111			
					3 職員給与費等繰入金	1,611	12,458-10,847
	歳入合計	650,732	1,611	652,343			

2. 歳出

総務費

補正第1号

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						国県支出金	特定地方債	財源その他	一般財源	区分	金額	
1		総務費	千円 10,409	千円 1,611	千円 12,020	千円	千円	千円	千円 1,611		千円	千円
	1	総務管理費	9,057	1,611	10,668				1,611			
		1 一般管理費	9,057	1,611	10,668				1,611			
										2 給料	805	職員給
										3 職員手当等	659	超勤手当 期末勤勉手当
										4 共済費	90	職員共済組合負担金
										18 負担金、補助及び交付金	57	退職手当負担金
		歳出合計	650,732	1,611	652,343				1,611			

給 与 費 明 細 書

2. 一 般 職
(1) 総 括 (後期高齢者医療事業)

区分	職員数	給 与			費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当			
補正後	人 1	千円	千円 3,617	千円 2,065	千円 5,682	千円 6,825	
補正前	1		2,812	1,406	4,218	5,271	
比較			805	659	1,464	1,554	
職 員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	地域手当
	補正後	千円	千円 1,450	千円 135	千円	千円	千円
	補正前		1,074	135			
	比較		376				
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当		計
	補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正前						2,065
	比較						1,406
							659

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員を除く)

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由	内 訳	備 考
給料	805		職員の異動に伴う職員給料増	
職員手当	659		職員の異動に伴う職員手当増	

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

職員 1 人当たり給与費の状況

区分	1 人当たり給与費 (千円)
補正後	5,682
補正前	4,218

(後期高齢者医療事業)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給 料			与 費			合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計	共 済 費	超 勤 手 当		
補正後	人 1	千円	千円 3,617	千円 2,065	千円 5,682	千円 1,143	千円 6,825		
補正前	1		2,812	1,406	4,218	1,053	5,271		
比較			805	659	1,464	90	1,554		
職 員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	地域手当	管理職手当	
	補正後	千円	千円 1,450	千円 135	千円 135	千円 480	千円 197	千円 283	千円
	補正前		1,074						
	比較		376						
職 員 手 当 の 内 訳	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当			計	
	補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正前							2,065	
	比較							1,406	659

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由	別 内 訳	備 考
給料	805		職員の異動に伴う職員給料増	
職員手当	659		職員の異動に伴う職員手当増	

(3) 給料及び職員手当の状況

職員1人当たり給与費の状況

区分	1人当たり給与費 (千円)
補正後	5,682
補正前	4,218

(後期高齢者医療事業)

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給 料 与 費					合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計	共 済 費		
補正後	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正前								
比較								
職 員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当
	補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正前							
	比較							
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当			計
	補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正前							
	比較							

議案第 84 号

令和7年度かつらぎ町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度かつらぎ町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ6,535千円を減額し、歳入歳出それぞれ2,691,624千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年5月29日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

職員の異動に伴う人件費の組替えを予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第1号）

第1表
（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		518,811	△6,535	512,276
	1 一般会計繰入金	451,881	△6,535	445,346
補正されなかった款項にかかると分		2,179,348		2,179,348
歳入合計		2,698,159	△6,535	2,691,624

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		82,933	△6,535	76,398
	1 総務管理費	64,772	△6,535	58,237
補正されなかった款項にかかると分		2,615,226		2,615,226
歳出合計		2,698,159	△6,535	2,691,624

歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 1 号)

1. 総括表

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
7 繰入金	518,811	△6,535	512,276
補正されなかった款項にかかる分	2,179,348		2,179,348
歳入合計	2,698,159	△6,535	2,691,624

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
				特 国県支出金	定 財 源		そ の 他	
					地方債			
1 総 務 費	82,933	△6,535	76,398				△6,535	
補正されなかった款項にかかる分	2,615,226		2,615,226					
歳 出 合 計	2,698,159	△6,535	2,691,624				△6,535	

1. 歳入

繰入金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明	明
						区分	金額		
7		繰入金	千円 518,811	千円 △6,535	千円 512,276		千円		千円
	1	一般会計繰入金	451,881	△6,535	445,346				
		6 その他一般会計繰入金	82,779	△6,535	76,244				
						1 職員給与費等繰入金	△6,535	職員給与費等繰入金	
		歳入合計	2,698,159	△6,535	2,691,624				

2. 歳出

総務費

補正第1号

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						国庫支出金	地方債	その他の財源	一般財源	区分	金額	
1		総務費	千円 82,933	千円 △6,535	千円 76,398	千円	千円	千円	千円 △6,535		千円	千円
1		総務管理費	64,772	△6,535	58,237				△6,535			
		1 一般管理費	64,393	△6,535	57,858				△6,535			
										2 給料	△3,678	職員給料
										3 職員手当等	△1,257	扶養手当 児童手当 通勤手当 超勤手当 期末勤勉手当
										4 共済費	△1,400	職員共済組合負担金
										18 負担金、補助及び交付金	△200	退職手当負担金
		歳出合計	2,698,159	△6,535	2,691,624				△6,535			

給 与 費 明 細 書

(介護保険事業)

2. 一 般 職 (1) 総 括

区分	職員数	給 与 費				合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補正後	人 9	千円 14,541	千円 11,877	千円 13,453	千円 39,871	千円 48,073	
補正前	10	14,541	15,555	14,710	44,806	54,408	
比較	△ 1		△ 3,678	△ 1,257	△ 4,935	△ 6,335	
職 員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	地域手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	76	10,766	625	294		1,592
	補正前	276	12,066	685	294		1,089
	比較	△ 200	△ 1,300	△ 60			503
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当		計
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	100				13,453	
	補正前	300				14,710	
	比較	△ 200				△ 1,257	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員を除く)

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由	内 訳	備 考
給料	△ 3,678	人事異動に伴う職員給料減		
職員手当	△ 1,257	人事異動に伴う職員手当減		

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

職員 1 人当たり給与費の状況

区分	1 人当たり給与費 (千円)
補正後	6,404
補正前	6,037

(介護保険事業)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給 料			与 費			合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	給 料	職員手当	計		
補正後	人 3	千円	千円 11,877	千円 7,336	千円 19,213	千円 4,149	千円 23,362		
補正前	4		15,555	8,593	24,148	5,549	29,697		
比較	△ 1		△ 3,678	△ 1,257	△ 4,935	△ 1,400	△ 6,335		
職 員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	76	5,086	188	294		1,592		
	補正前	276	6,386	248	294		1,089		
	比較	△ 200	△ 1,300	△ 60			503		
職 員 手 当 の 内 訳	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当				計
		千円	千円	千円	千円				
	補正後	100				千円	千円		千円
	補正前	300							7,336
	比較	△ 200							8,593
									△ 1,257

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由	別 内 訳	備 考
給料	△ 3,678	人事異動に伴う職員給料減		
職員手当	△ 1,257	人事異動に伴う職員手当減		

(3) 給料及び職員手当の状況

職員1人当たり給与費の状況

区分	1人当たり給与費 (千円)
補正後	6,404
補正前	6,037

(介護保険事業)

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給 料			与 費			合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当	超 勤 手 当		
補正後	人 6	千円 14,541	千円	千円 6,117	千円 20,658	千円 4,053	千円 24,711		
補正前	6	14,541		6,117	20,658	4,053	24,711		
比較									
職 員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当
	補正後	千円	千円 5,680	千円 437	千円	千円	千円	千円	千円
	補正前		5,680	437					
	比較								
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当				計
	補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正前								6,117
	比較								6,117

議案第 85 号

令和7年度かつらぎ町水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和7年度かつらぎ町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次のとおりとする。

第2条 令和7年度かつらぎ町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（1） 上水道の部

収入

（単位：千円）

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業収益	283,851	16	283,867
第2項 営業外収益	39,629	16	39,645

支出

（単位：千円）

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	312,296	4,292	316,588
第1項 営業費用	287,141	4,292	291,433

（2） 簡易水道の部

支出

（単位：千円）

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	132,176	541	132,717
第1項 営業費用	123,703	541	124,244

令和7年5月29日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

職員の異動に伴う人件費の組替えを予算措置いたしたい。

令和 7年度 かつらぎ町水道事業会計収入支出補正予算総括表

(単位：千円)

款	既 決 予 定 額			補 正 額			計
	上水道の部	簡易水道の部	花園梁瀬簡易水道の部	上水道の部	簡易水道の部	花園梁瀬簡易水道の部	
(収 益 的 収 入)							
1 水 道 事 業 収 益	283,851	113,930	4,305	16	0	0	402,102
(資 本 的 収 入)							
1 資 本 的 収 入	265,898	125,880	852	0	0	0	392,630
収 入 合 計	549,749	239,810	5,157	16	0	0	794,732
(収 益 的 支 出)							
1 水 道 事 業 費 用	312,296	132,176	6,444	4,292	541	0	455,749
(資 本 的 支 出)							
1 資 本 的 支 出	462,837	144,152	1,554	0	0	0	608,543
支 出 合 計	775,133	276,328	7,998	4,292	541	0	1,064,292
収 支 差 引	△ 225,384	△ 36,518	△ 2,841	△ 4,276	△ 541	0	△ 269,560

令和7年度 かつらぎ町水道事業会計収入支出補正予算事項別明細書 (第1号)

(上水道の部)

1. 総括 (収入)

(単位: 千円)

款	補正前の予定額	補正予定額	計
(収益的収入)			
1 水道事業収益	283,851	16	283,867
(資本的収入)			
1 資本的収入	265,898	0	265,898
収入合計	549,749	16	549,765

1. 総括 (支出)

(単位: 千円)

款	補正前の 予定額	補正予定額	計	補正予定額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
(収益的支出)							
1 水道事業費用	312,296	4,292	316,588				4,292
(資本的支出)							
1 資本的支出	462,837	0	462,837				
支出合計	775,133	4,292	779,425				4,292

2. 収 入 (収益的収入)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1	水道事業収益	千円 283,851	千円 16	千円 283,867		千円	千円
2	営業外収益	39,629	16	39,645			
	8 雑収益	277	16	293			
					2 その他の雑収益	16	会計年度任用職員雇用保険料個人負担金
	収入合計	283,851	16	283,867			

3. 支 出 (収益的支出)

款 項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明	
					特 定 財 源				一 般 財 源	区 分		金 額
					国庫支出金	地方債	その他	一般財源				
1	水道事業費 用	千円 312,296	千円 4,292	千円 316,588				千円 4,292			千円	
1	営業費用	287,141	4,292	291,433				4,292				
	4 総経費	76,780	4,292	81,072				4,292	1 給 料	2,027	職員給 △ 32 会計年度任用職員給 2,059	
									2 手 当	1,759	期末勤勉手当 △ 50 超勤手当 1,091 会計年度任用職員期末勤勉手当 677 会計年度任用職員通勤手当 41	
									6 法定福利費	506	共済組合負担金 △ 30 会計年度任用職員法定福利費 335 会計年度任用職員共済組合負担金 201	
	支出合計	312,296	4,292	316,588				4,292				

令和7年度 かつらぎ町水道事業会計収入支出補正予算事項別明細書 (第1号)

(簡易水道の部)

1. 総括 (収入)

(単位: 千円)

款	補正前の予定額	補正予定額	計
(収益的収入)			
1 水道事業収益	113,930	0	113,930
(資本的収入)			
1 資本的収入	125,880	0	125,880
収入合計	239,810	0	239,810

1. 総括 (支出)

(単位: 千円)

款	補正前の 予定額	補正予定額	計	補正予定額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(収益的支出)							
1 水道事業費用	132,176	541	132,717				541
(資本的支出)							
1 資本的支出	144,152	0	144,152				
支出合計	276,328	541	276,869				541

3. 支 出 (収益的支出)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				区 分	金 額	説 明
					特 定 財 源			一般財源			
					国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1	水道事業費	千円 132,176	千円 541	千円 132,717				千円 541		千円	
	用										
1	営業費用	123,703	541	124,244				541			
	4 総係費	12,641	541	13,182				541			
									1 給 料	275 職員給	
									2 手 当	193 扶養手当 期末勤勉手当 超勤手当	27 133 33
									6 法定福利費	54 共済組合負担金	
									9 退職手当負担 担金	19 退職手当負担金	
	支出合計	132,176	541	132,717				541			

給 与 費 明 細 書

(水道事業)
(単位：千円)

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費			法定福利費	合 計
	特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当		
補正後							
損益勘定支弁職員	13	8 (0)	199	30,052	18,610	11,149	60,010
資本勘定支弁職員							
合 計	13	8 (0)	199	30,052	18,610	11,149	60,010
補正前							
損益勘定支弁職員	13	7 (0)	199	27,750	16,658	10,589	55,196
資本勘定支弁職員							
合 計	13	7 (0)	199	27,750	16,658	10,589	55,196
比較							
損益勘定支弁職員		1		2,302	1,952	560	4,814
資本勘定支弁職員							
合 計		1		2,302	1,952	560	4,814

手当の内訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	超勤手当	休日勤務手当	管理職手当	地域手当	
	補正後	597	12,479	283			4,158	13		
	補正前	570	11,719	242			3,034	13		
	比較	27	760	41			1,124			
	区分	徴収手当	緊急連絡機待	終了手当	管理職員特別 勤務手当	児童手当			合計	
	補正後	12	708			360			18,610	
	補正前	12	708			360			16,658	
	比較								1,952	
	区分		一人当たり給与費（千円）							
補正後		6,083								
補正前		6,344								

※ () 内は、短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）について示している。

給 与 費 明 細 書

ア 会計年度任用職員以外の職員

(水道事業)
(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費				法定福利費	合 計
	特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
損益勘定支弁職員	13	6 (0)	199	25,627	16,899	42,725	9,963	52,688
資本勘定支弁職員								
合 計	13	6 (0)	199	25,627	16,899	42,725	9,963	52,688
損益勘定支弁職員	13	6 (0)	199	25,384	15,665	41,248	9,939	51,187
資本勘定支弁職員								
合 計	13	6 (0)	199	25,384	15,665	41,248	9,939	51,187
損益勘定支弁職員				243	1,234	1,477	24	1,501
資本勘定支弁職員								
合 計				243	1,234	1,477	24	1,501

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	期 末 勤 勉 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	超 勤 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	地 域 手 当
	補正後	597	10,857	194			4,158	13	
	補正前	570	10,774	194			3,034	13	
	比 較	27	83				1,124		
	区 分	徴 収 手 当	緊 急 連 絡 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	児 童 手 当				合 計
	補正後	12	708		360				16,899
	補正前	12	708		360				15,665
	比 較								1,234
	区 分 一人当たり給与費 (千円)								
補正後 7,088									
補正前 6,842									

イ 会計年度任用職員

給 与 費 明 細 書

(水道事業)
(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費				法定福利費	合 計
	特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員	2 (0)		4,425	1,711	6,136	1,186	7,322
	資本勘定支弁職員							
	合 計	2 (0)		4,425	1,711	6,136	1,186	7,322
補 正 前	損益勘定支弁職員	1 (0)		2,366	993	3,359	650	4,009
	資本勘定支弁職員							
	合 計	1 (0)		2,366	993	3,359	650	4,009
比 較	損益勘定支弁職員	1		2,059	718	2,777	536	3,313
	資本勘定支弁職員							
	合 計	1		2,059	718	2,777	536	3,313

手 当 の 内 取	区 分	扶 養 手 当	期 末 勤 勉 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	超 勤 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	地 域 手 当
手 当 の 内 取	補正後		1,622	89					
	補正前		945	48					
	比 較		677	41					
	区 分	徴 収 手 当	緊 急 連 絡 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	児 童 手 当			合 計	
	補正後							1,711	
	補正前							993	
	比 較							718	
	区 分	一 人 当 た り 給 与 費 (千円)							
	補正後	3,068							
	補正前	3,359							
	比 較								

議案第 86 号

令和7年度かつらぎ町下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和7年度かつらぎ町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次のとおりとする。

第2条 令和7年度かつらぎ町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入		(単位：千円)	
款	項	既決予定額	補正予定額
第1款	下水道事業収益	434,305	1,930
第1項	営業収益	167,948	1
第2項	営業外収益	266,356	1,929
支 出		(単位：千円)	
款	項	既決予定額	補正予定額
第1款	下水道事業費用	459,009	1,430
第1項	営業費用	421,756	1,430

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「93,148千円」を「93,648千円」に、当年度分損益勘定留保資金「89,799千円」を「90,299千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収 入		(単位：千円)	
款	項	既決予定額	補正予定額
第1款	資本的収入	202,447	△500
第5項	企業債	162,300	△500

第4条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

(単位：千円)

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の 方法	利 率	償還の方法
資本費平 準化債	124,900	証書 借入	6.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる場合 は、利率見 直しを行っ た後におい ては、当該 見直し後の 利率)	借入先の融 資条件によ る。ただし、企 業財政その 他の都合に より、繰上 償還又は、 低利に借り 換えること ができる。	124,400	証書 借入	6.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる場合 は、利率見 直しを行っ た後におい ては、当該 見直し後の 利率)	借入先の融 資条件によ る。ただし、企 業財政その 他の都合に より、繰上 償還又は、 低利に借り 換えること ができる。

令和7年5月29日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

職員の異動に伴う人件費の組替え、建設改良費等企業債の発行可能額の減額等を
予算措置いたしたい。

令和7年度 かつらぎ町下水道事業会計収入支出補正予算事項別明細書 (第1号)

1. 総括 (収入)				(単位: 千円)
款	補正前の予定額	補正予定額	計	
(収益的収入)				
1 下水道事業収益	434,305	1,930		436,235
(資本的収入)				
1 資本的収入	202,447	△ 500		201,947
収入合計	636,752	1,430		638,182

1. 総括 (支出)					(単位：千円)		
款	補正前の 予定額	補正予定額	計	補正予定額の財源内訳			
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(収益的支出)							
1 下水道事業費用	459,009	1,430	460,439	△ 1		1,931	
(資本的支出)							
1 資本的支出	295,595	0	295,595		△ 500	500	
支出合計	754,604	1,430	756,034	△ 1	△ 500	1,931	

2. 収入 (収益的収入)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1	下水道事業収益	千円 434,305	千円 1,930	千円 436,235		千円	千円
1	営業収益	167,948	1	167,949			
	2 雨水処理負担金	40,928	1	40,929			
					1 雨水処理負担金	1	
2	営業外収益	266,356	1,929	268,285			
	2 他会計補助金	116,090	1,930	118,020			
					1 一般会計補助金	1,930	一般会計繰入金
	3 補助金	6,151 △	1	6,150			
					1 国庫補助金	△	1 防災安全交付金 (雨水)
	収入合計	434,305	1,930	436,235			

3. 支 出 (収益的支出)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
					特 定 財 源	一 般 財 源			区 分	金 額	
						国県支出金	地 方 債	そ の 他			
1	下水道事業 費用	千円 459,009	千円 1,430	千円 460,439			千円 1,430	千円		千円	
	1 営業費用	421,756	1,430	423,186			1,430				
	2 総係費	39,402	1,430	40,832			1,430				
									1 給 料	209 職員給	
									2 手 当	1,011 扶養手当 期末勤勉手当 住居手当 超勤手当 児童手当	277 294 △ 160 440 160
									6 法定福利費	196 職員共済組合負担金	
									9 退職手当負担金	14 退職手当負担金	
	支出合計	459,009	1,430	460,439			1,430				

4. 收入 (資本的收入)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
1		資本的収入	千円 202,447 △	千円 500	千円 201,947		千円	千円
	5	企業債	162,300 △	500	161,800			
		1 建設改良費等	162,300 △	500	161,800			
		企業債						
						2 資本費平準化債	△ 500	
		収入合計	202,447 △	500	201,947			

給 与 費 明 細 書

(下水道事業)
(単位：千円)

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費				法定福利費	合 計
	特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補正後								
損益勘定支弁職員		4 (0)		15,899	7,837	23,736	5,272	29,008
資本勘定支弁職員								
合 計		4 (0)		15,899	7,837	23,736	5,272	29,008
補正前								
損益勘定支弁職員		4 (0)		15,690	6,826	22,516	5,076	27,592
資本勘定支弁職員								
合 計		4 (0)		15,690	6,826	22,516	5,076	27,592
比較								
損益勘定支弁職員				209	1,011	1,220	196	1,416
資本勘定支弁職員								
合 計				209	1,011	1,220	196	1,416

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	期 末 勤 勉 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	超 勤 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	地 域 手 当
手 当 の 内 訳	補正後	313	5,169	176	104	1,423		480	
	補正前	36	4,875	176	264	983		480	
	比 較	277	294		△160	440			
	区 分	徴 収 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	児 童 手 当					合 計
	補正後		12	160					7,837
	補正前		12						6,826
	比 較			160					1,011
	一人当たり給与費 (千円)								
	区 分								
	補正後	5,934							
	補正前	5,629							

※ () 内は、短時間勤務職員 (地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。) について示している。

給 与 費 明 細 書

ア 会計年度任用職員以外の職員

(下水道事業)
(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費			法定福利費	合 計
	特 別 職	一般職	報 酬	給 料	手 当		
損益勘定支弁職員		3 (0)		13,184	6,699	4,513	24,396
資本勘定支弁職員							
合 計		3 (0)		13,184	6,699	4,513	24,396
損益勘定支弁職員		3 (0)		12,975	5,688	4,317	22,980
資本勘定支弁職員							
合 計		3 (0)		12,975	5,688	4,317	22,980
損益勘定支弁職員				209	1,011	196	1,416
資本勘定支弁職員							
合 計				209	1,011	196	1,416

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	期末勤勉手当	通 勤 手 当	住 居 手 当	超 勤 手 当	休日勤務手当	管理職手当	地 域 手 当						
	補正後	313	4,085	135	104	1,410		480							
	補正前	36	3,791	135	264	970		480							
	比 較	277	294		△160	440									
	区 分	徴 収 手 当	管理職員特別勤務手当	児 童 手 当				合 計							
	補正後		12	160				6,699							
	補正前		12					5,688							
	比 較			160				1,011							
<table><tr><td>区 分</td><td>一人当たり給与費 (千円)</td></tr><tr><td>補正後</td><td>6,628</td></tr><tr><td>補正前</td><td>6,221</td></tr></table>										区 分	一人当たり給与費 (千円)	補正後	6,628	補正前	6,221
区 分	一人当たり給与費 (千円)														
補正後	6,628														
補正前	6,221														

給 与 費 明 細 書

イ 会計年度任用職員

(下水道事業)
(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費				法定福利費	合 計
	特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
損益勘定支弁職員		1 (0)		2,715	1,138	3,853	759	4,612
資本勘定支弁職員								
合 計		1 (0)		2,715	1,138	3,853	759	4,612
損益勘定支弁職員		1 (0)		2,715	1,138	3,853	759	4,612
資本勘定支弁職員								
合 計		1 (0)		2,715	1,138	3,853	759	4,612
損益勘定支弁職員								
資本勘定支弁職員								
合 計								
比 較								

手当の内訳	区 分	扶 養 手 当	期末勤勉手当	通 勤 手 当	住 居 手 当	超 勤 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	地 域 手 当
	補正後		1,084	41			13		
	補正前		1,084	41			13		
	比 較								
	区 分	徴 収 手 当	管理職員特別勤務手当	児 童 手 当				合 計	
	補正後							1,138	
	補正前							1,138	
	比 較								
	一人当たり給与費 (千円)								
	区 分	補正後	3,853						
		補正前	3,853						

